

第2次田村市地域公共交通計画策定調査業務委託審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 田村市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が、第2次田村市地域公共交通計画策定調査業務の事業者を公募型プロポーザルにより選定するに当たり、第2次田村市地域公共交通計画策定調査業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領の策定
- (2) 企画提案者が提出する企画書の審査と最優秀提案者の選定

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 協議会の会長及び副会長
- (2) 協議会の委員
- (3) 協議会の事務局

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、協議会会長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、協議会副会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は非公開とする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行し、最優秀提案者が選定された日をもってその効力を失う。

第2次田村市地域公共交通計画策定の進め方について

1 概要

地域公共交通計画策定に向けた調査にあたり、公募型プロポーザル方式により受託業者を選定する。

- 業務名
第2次田村市地域公共交通計画策定調査業務
- 審査方法
審査委員会において、提案事業者のプレゼンテーションに対し評価を行ったうえで、最も優れた事業者を選定する。
- 選定までの流れ（予定）
公募開始（4月上旬） → 企画提案書提出 → プレゼン審査 → 契約（6月中旬）

2 スケジュール（予定）

	策定調査業務	専門部会	協議会
4月	公募		
5月			
6月	プレゼン		最優秀提案者報告
7月	現状整理、実態調査		▲適宜進捗報告
8月			■
9月	関係団体ヒアリング	▲適宜開催	■
10月		■	■
11月	交通課題、基本方針整理	■	■ 交通課題、基本方針確認
12月		■	▼
1月		■	素案確認
2月		▼	パブコメ
3月			計画承認、策定

※専門部会設置について、令和8年度田村市公共交通活性化協議会にて協議予定です。

田村市公共交通活性化協議会委員の削減について

【概要】

現在、田村市公共交通活性化協議会委員（以下、「委員」という。）は25名で構成しております。

各団体の代表者を選任することで、役割が明確になり当該団体の集約した意見を得られることや運営コストの適正化が図られることから、令和8年度以降の委員について、代表者のみを選任し委員を削減することを検討しております。

(現行) 25名

区分		所属
1号委員	副市長	田村市
2号委員	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	福島交通株式会社
		東部自動車合資会社
		有限会社ほていやタクシー
		東日本旅客鉄道株式会社
		福島県バス協会
3号委員	交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる事業者	滝根町商工会
		大越町商工会
		都路町商工会
		常葉町商工会
		船引町商工会
4号委員	国土交通省東北運輸局福島運輸支局が指名する者	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局
5号委員	道路管理者	福島県県中建設事務所
6号委員	福島県公安委員会が指名する者	田村警察署
7号委員	公共交通の利用者の代表	滝根地域行政区長連合会
		大越地域行政区長連合会
		都路地域行政区長連合会
		常葉地域行政区長連合会
		船引地域行政区長連合会
		田村市PTA連合会
		田村市老人クラブ連合会
8号委員	一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体	福島交通労働組合
		全福島ハイヤー・タクシー労働組合
9号委員	市長が必要と認める者	福島大学 経済経営学類
		小野町 企画政策課

(見直し案) 17名

所属	
田村市	
福島交通株式会社	
東部自動車合資会社	
有限会社ほていやタクシー	
東日本旅客鉄道株式会社	
福島県バス協会	
田村市商工会連絡協議会	⇒
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	
福島県県中建設事務所	
田村警察署	
田村市行政区長連合会	⇒
田村市PTA連合会	
田村市老人クラブ連合会	
福島交通労働組合	
全福島ハイヤー・タクシー労働組合	
福島大学 経済経営学類	
小野町 企画政策課	

令和7年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出補正予算（案）について

資料No. 3

令和7年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出補正予算を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月12日

田村市公共交通活性化協議会
会長 渡邊 賢一

令和7年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出補正予算（案）

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	92,861,000	△ 4,747,000	88,114,000	田村市負担金 ・執行残の見込みがあるため減額
2 補助金	1 補助金	1 補助金	6,520,000	0	6,520,000	国庫補助金 ・大越町、滝根町デマンドタクシー
		2 補助金(県)	0	0	0	県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	395,000	0	395,000	・デマンドタクシーチケット販売代金 ・貯金利息
計			99,776,000	△ 4,747,000	95,029,000	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	564,000	0	564,000	委員報酬、旅費
	2 事務費	1 事務費	400,000	0	400,000	消耗品費、郵券料、振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	94,995,000	△ 930,000	94,065,000	デマンドタクシー運行経費増、公共交通マップ作製費減
	2 計画策定費	1 計画策定費	3,817,000	△ 3,817,000	0	利便増進実施計画策定分減
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
計			99,776,000	△ 4,747,000	95,029,000	

ただし、科目間の予算の流用については、会長に一任する。

令和8年度田村市公共交通活性化協議会事業計画（案）について

令和8年度田村市公共交通活性化協議会事業計画を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月12日

田村市公共交通活性化協議会
会長 渡邊 賢一

田村市地域公共交通計画に位置付けた各種施策・事業を確実に実施するとともに、計画の評価・検証等を行うため、田村市公共交通活性化協議会を開催する。

- (1) 田村市公共交通活性化協議会の開催（年5回程度予定）
 - ・ 第1回協議会（5月予定）
 - ・ 第2回協議会（6月予定）
 - ・ 第3回協議会（8月予定）
 - ・ 第4回協議会（12月予定）
 - ・ 第5回協議会（3月予定）
- (2) 第2次田村市地域公共交通計画策定
- (3) 田村市デマンドタクシー（田村らくらくタクシー）運行
- (4) 路線バスの再編
- (5) 公共交通利用促進啓発
 - ・ 田村市デマンドタクシーの広報啓発活動
 - ・ 路線バス、鉄道等の公共交通利用促進活動
- (6) 公共ライドシェアの実証運行

令和8年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）について

令和8年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出予算を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月12日

田村市公共交通活性化協議会
会長 渡邊 賢一

令和8年度田村市公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	96,325,000	92,861,000	3,464,000	田村市負担金 ・通常運行分
2 補助金	1 補助金	1 補助金 (国庫)	12,440,000	6,520,000	5,920,000	フィーダー補助金 ・デマンドタクシー (大越、滝根エリア)
		2 補助金 (県)	0	0	0	県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	521,000	395,000	126,000	・デマンドタクシーチ ケット販売代金 ・貯金利息
計			109,286,000	99,776,000	9,510,000	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	本年度	前年度	比較	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	708,000	564,000	144,000	委員報酬、旅費
	2 事務費	1 事務費	400,000	400,000	0	消耗品費、郵券料、振 込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	95,011,000	94,995,000	16,000	・デマンドタクシー運 行経費 ・公共交通マップ作成
	2 計画策定費	1 計画策定費	13,167,000	3,817,000	9,350,000	第2次地域公共交通計 画策定調査
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
計			109,286,000	99,776,000	9,510,000	

ただし、科目間の予算の流用については、会長に一任する。



福島県

たむらし
田村市

資料No. 6

田村市地域公共交通 人材育成事業について

総務部 企画調整課

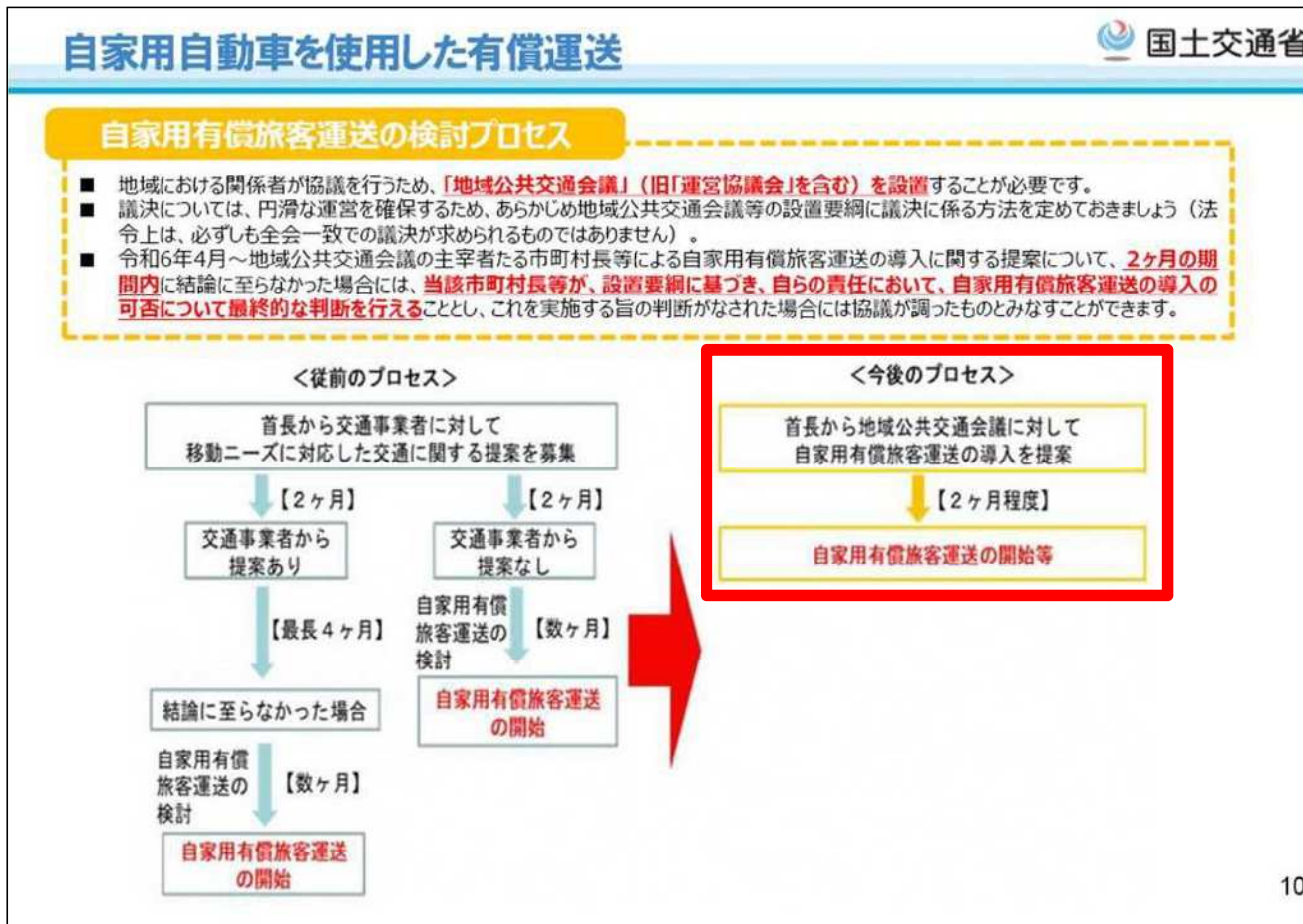
田村市地域公共交通人材育成事業について



開催日	開催場所	内 容	参加人数
R7.10.29	田村市役所	【セミナー】 地域公共交通の現状(交通空白)の全体像を理解し、地域公共交通課題の共通認識を図る。	35人
R7.11.6	三春交流館 「まほら」	【セミナー】 市町村をまたぐ公共交通について、生活圏を考慮した路線連携が必要であり、広域的な移動ニーズ把握の重要性の共通認識を図る。	39人
R7.11.27	都路行政局	【勉強会】 地域主体の公共交通の在り方について、他自治体(石川県小松市)の事例から、交通空白解消の知識を得る。	29人
R7.12.17	都路行政局	【ワークショップ】 都路地域の交通空白について意見交換を実施。	8人
R8.1.15	都路行政局	【ワークショップ】 交通空白解消のため、必要な交通モードの検討を実施。	9人
R8.1.30	三春交流館 「まほら」	【勉強会】 地域主体の公共交通について、他自治体(三重県名張市)の事例から、地域コミュニティ主体による公共交通の知識を得る。	20人
R8.2.2	都路行政局	【検討会】 公共ライドシェアの必要性について検討。	14人

田村市地域公共交通人材育成事業について

- 人材育成事業を通して、地域の交通課題を「自分ごと」として捉え、課題解決に向けた協議を行うため、都路地域の住民が主体となった検討会が構築されました。
- 検討会では交通空白を解消するため、公共ライドシェアの検討を行っており、運行主体や運行エリア等がまとまりましたら、導入（実証運行）の提案をいたします。



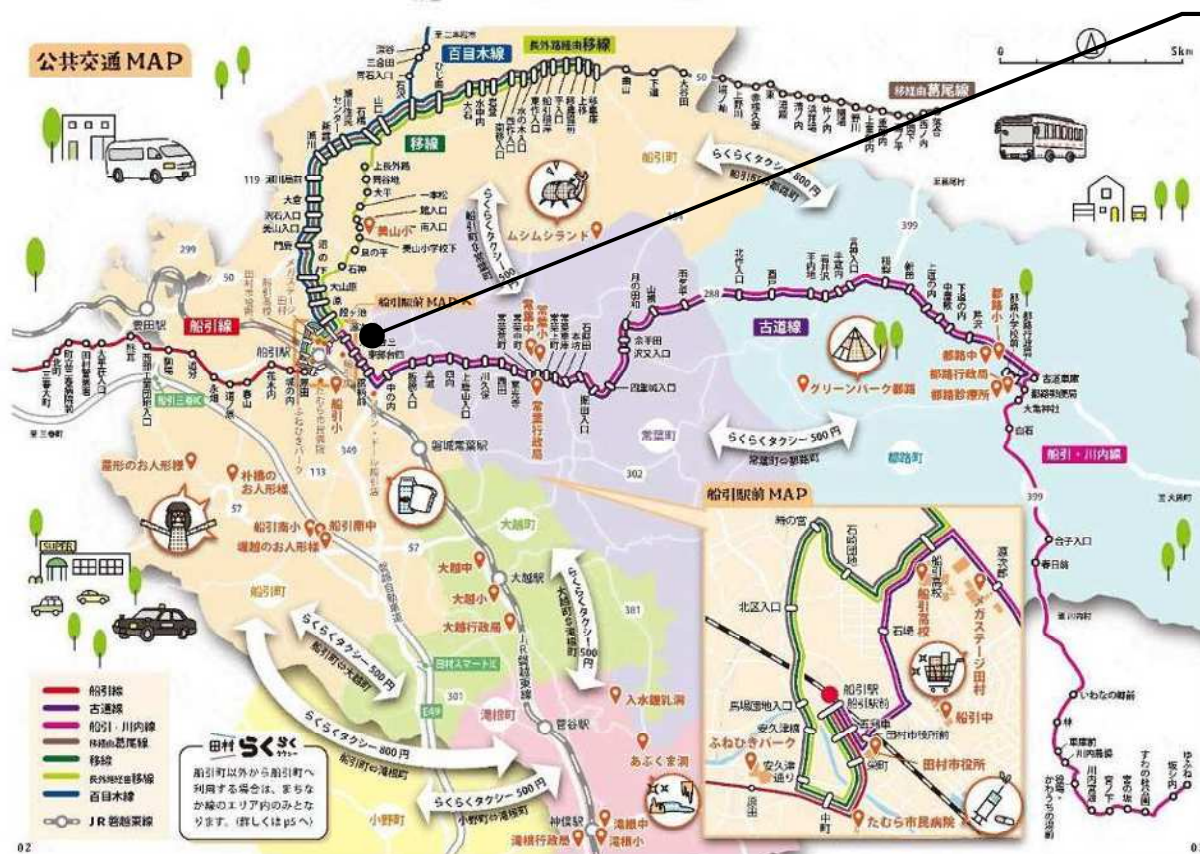


福島交通路線バスの 利便増進について

総務部 企画調整課

福島交通路線バスの利便増進について

- たむら市民病院が令和 8 年中の開院を予定しております。
- 路線バスの利便増進を図るため、開院に合わせてたむら市民病院に乗り入れができるよう関係機関と協議し、輸送量が少ない路線は、再編の検討を行います。
- 再編案がまとまり次第、ご協議いただきます。



たむら市民病院建設地

【対象路線】

- ・ 古道線
- ・ 船引・川内線
- ・ 移経由葛尾線
- ・ 移線
- ・ 長外路経由移線
- ・ 百目木線